

返還規定

応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、以下の金額の返還を求めます。ただし、返還請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返還は一切請求しません。

1 ヶ月以内・・・・・・・・・・コンサルティングフィーの 80%

1 ヶ月越え 3 ヶ月以内・・・・・・・・コンサルティングフィーの 50%

3 ヶ月越え 6 ヶ月以内・・・・・・・・コンサルティングフィーの 10%